

平成 1 8 年度  
第 1 回高松市塩江地区地域審議会  
会 議 録

と き：平成 1 8 年 5 月 2 3 日（火）

と ころ：高松市立塩江公民館大ホール

平成18年度

第1回高松市塩江地区地域審議会会議録

1 日時

平成18年5月23日(火) 午後2時00分開会・午後3時47分閉会

2 場所

高松市立塩江公民館大ホール

3 出席委員 14人

委員	和泉勝利	委員	末佐五百里
委員	植田満江	委員	西原喜美雄
委員	植田康宏	委員	蓮井正明
委員	岡田幸夫	委員	藤澤英治
委員	尾形洋一	委員	藤澤康良
委員	川田史郎	委員	間嶋養三
委員	黒川恵	委員	松岡耕三

4 欠席委員 1人

委員 黒川裕文

5 行政関係者 16人

市民部長	香西信行	企画課副主幹	和田安富
市民部次長地域振興課長事務取扱		企画課	細川保桂
	久利泰夫	地域振興課主幹	村上和広
塩江支所長(参与)	中井弘	地域振興課長補佐	加茂富義
企画財政部部長	岸本泰三	地域振興課	山本麻美
企画財政部次長企画課長事務取扱		長寿社会対策課長	西川典生
	加藤昭彦	病院部長	富永典郎
企画課長補佐	秋山浩一	下水道管理課長	鎌田茂史
企画課企画員	尾形進	下水道建設課長	土居讓二

6 事務局

支所課長 中繁和洋  
業務係長 岩部一夫  
主査 吉廣保夫

## 会 議 次 第

1 開 会

2 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

3 議 事

( 1 ) 報 告 等 事 項

ア 前回会議からの継続審議事項等および質問に係る回答等

イ 新総合計画策定スケジュール等について

( 2 ) 審 議 事 項

平成19年度の建設計画実施計画に関する，事業化等要望とりまとめについて  
( 依 頼 )

4 そ の 他

5 閉 会

午後2時00分 開会

### 会議次第1 開会

議長(川田会長) お待たせをいたしました。予定いたしておりました時刻が参りましたので、ただいまより平成18年度第1回高松市塩江地区地域審議会を開催いたします。

委員の皆様方、また、関係者の皆様方におかれましては、御多用の中、また、雨で足の悪い中お集まりを願ひまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

### 会議次第2 会議録署名委員の指名

議長(川田会長) 初めに、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。本日の会議録の署名委員は、尾形洋一委員さん、黒川恵委員さんのお二人をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

### 会議次第3 議事

議長(川田会長) それではこれより会議次第3議事に入ります。

まず、(1)報告事項等のア、前回会議からの継続審議事項等および質問に係る回答等についてですが、前回会議において継続審議事項および質問事項は3点であったかと思ひます。

まず、塩江病院の整備についてが第1点。それについては、地域審議会の委員の皆様で取りまとめるということで、後日、勉強会を開催し、委員の皆さんから御意見をいただきました。その御意見等を集約し、地域審議会としてその意見書を今月19日付けで増田市長宛に提出させていただいております。お手元に高松市国民健康保険塩江病院の整備についてというA4サイズの1枚ものを資料として置いてあります。意見具申として提出しております。

第2点目が奥の湯温泉の料金と所管課について。

3点目が広域下水道の供用開始時期についての3点であったかと思ひます。

それから、今回の審議会開催にあたり、和泉委員さんから椋川ダム下流の圃場整備について再度の御質問をいただき、これにつきましては、土地改良課の方から文書で回答をいただいておりますのでお手元にお配りしております。

それでは、御説明を担当部局の方からお願いを申しあげたいと思ひます。順次回答をしていただきたいと思います。

富永病院部長 この4月から病院部長をさせていただいております富永でございます。よろしくをお願いいたします。

先般いただきました意見具申に対する私どもの考えでございますが、この度の当審議会からの意見具申をいただきました、塩江病院の施設整備を求める御意見につきましては、塩江病院が地域の唯一の医療機関として、地域医療を確保する観点からも御意見は重く受け止めさせていただいております。御承知のように高松市は、合併によりまして、

塩江，香川それと高松市民病院と市立病院が3病院体制となったところでございます。このようなことから本市といたしましても，この新しい高松市全体の医療の供給体制，また，各施設の老朽度等を総合的に勘案いたしまして，施設・設備の改善を図っていく必要があるものと考えております。

御承知のように国では，第5次医療制度改革の中で，医療施設の介護療養型病床の廃止，また，この療養病床につきましても減少の構想をたてております。伝え聞くとところによりますと，国全体で25万床を15万床，10万床減少をさせるというような考えもございまして，今後，国の医療法等の改正等の動向を注意深く見守ってまいる必要がございます。これらも視野に，また，御存知のように，今回高松の市議会におきまして，この3病院のあり方に関する特別委員会も設置をされております。また，高松市民病院につきましても，市民の代表者を始め，有識者等で構成されております，高松市民病院のあり方検討委員会におきましても幅広い角度から検討がなされておるところでございますが，いずれにいたしましても，この42万市民の医療の確保を図るということから，当審議会の意見も十分踏まえまして，今後この市議会等にも十分お諮りする中で，適切に対応させていただきたいと考えておりますので，一つ御理解を賜りたいと存じます。

議長（川田会長） ありがとうございます。引き続き，奥の湯温泉の料金等についてのお答えをお願いいたします。

西川長寿社会対策課長 奥の湯温泉の料金でございますが，まず，当施設の入浴料につきましても，前回の審議会でも申しあげましたが，高松市と旧塩江町との合併協議におきまして，旧塩江町からの高齢者向けの料金を，100円を是非とも継続して欲しいという強い要望を踏まえまして，100円という料金を残し，また，対象者につきましても，100円という料金を設定する以上，合併によるメリットを旧塩江町民だけでなく，高松市の全高齢者に広げることが本市全体の高齢者福祉の向上につながる，塩江町全体も活性化するという理由によりまして，対象者につきましても60歳以上の市民としたところでございます。

また，施設を所管する担当課でございますが，これも高松市と旧塩江町との合併協議におきまして議論を重ねました結果，施設整備時において交付を受けました老人福祉センターの整備補助金，あるいは多額の起債があることも考慮し，老人福祉センターという看板を残したまま，合併前の運営形態どおりに運営を行っていくこととなったのでございます。そのため，私ども高齢者福祉を担当しています長寿社会対策課が所管させていただいておるものでございます。御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

鎌田下水道管理課長 下水道管理課の鎌田でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

広域下水道の供用開始時期についてでございますが，県からは，整備しております汚水幹線工事が本年6月下旬に検査が終わり，6月末に供用開始ができる予定とうかがっ

ております。供用開始ができる地域でございますが、お手元に小さな地図ですがお配りいたしております。これをごらんいただきたいのですが、この地図の中で、ちょっと見にくいんですが、黒く塗りつぶしているところがございます、これが供用開始可能地区でございます。西谷橋ですか、それから下流の部分が供用開始可能となる箇所でございます。このようなことから、供用開始の告示を6月末に行い、また、6月20日にここ塩江支所で供用開始地区の皆さんへの排水設備工事等の説明会を実施する予定といたしております。

また、下水道の受益者分担金、これ下水道が敷設された場合にかかるものですが、これにつきましては、供用開始に合わせて賦課をし、御負担いただいておりますが、本年4月の時点では、工事完成が大幅に遅れ、6月末の供用開始が困難との見通しでありましたことから、今年度の賦課は見送っております。したがって、来年度に18年度供用開始分も含めて賦課をいたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長(川田会長) ただいま担当部局の方から御回答いただきましたが、委員の皆様方よろしいでしょうか。更に御質問なり御意見がございましたら、どうぞ発言してください。

その前に、失礼いたしました。それから今回の審議会の開催にあたり和泉さんからの質問が、文書で土地改良課の方からも配られておりますが、これは、ごらんいただいてよろしいでしょうか。

それでは、担当課の方から御回答いただきましたが、委員の皆様で何かございましたら。

和泉委員 委員の和泉勝利と申します。桜川ダムの圃場整備について産業部土地改良課からの回答文書をいただいたのですが、私が主張することかなり擦れ違った、論点が擦り替えられておるような回答になっておりますので、再度質問させていただきます。よろしいでしょうか。

川田会長 はい、どうぞ。

和泉委員 圃場整備事業については、私今回で3度目の要望となると思うのですが、事業申請も近づいたこともあり、同事業に対する市の見解を再度、文書でいただきましたが、再度お聞きしたいと思います。

桜川ダムは、水特法の対象ダムでございますが、昨年、2月10日、ダム直下の塩江町安原上東地区が水源地域として指定され、同3月30日に水源地域整備計画の決定を受けて、県のダム周辺整備事業の一環としてダム直下の安原上東地区を中心とした圃場整備事業が実施されることになったのは御承知のとおりでございます。県側の回答といたしましては、この事業を推進するにあたりまして、制度、適用する制度、法律は中山間地域総合整備事業以外にないとしたうえで、国庫補助55%、県負担30%、市負担10%、地元負担5%の原則は曲げられないと主張しております。負担率の変更は視野がなく、負担割合の見直しをするのであれば、第一義的には受益者たる市側の問題であ

るとしております。県東讃土地改良事務所では、同地区の圃場整備事業の19年度事業採択に向け、7月12日に国庫補助申請を出すべき動きが出ているとお聞きしております。中山間地域総合整備事業以外に適用すべき制度がないことを理由に、水源地域である地区の切実な要望をはねつけ、受益者負担5%という原則論を盾に、住民に重い負担を押し付けるのでは到底納得できるものではありません。前回も指摘しましたように、三木町など他の自治体で実施されている中山間地域総合整備事業での補助整備の地元負担は、本事業と同率の5%であります。県と市はなぜ同率なのかという住民の率直な疑問に答え、水源地域に指定されている同地区の特殊事情を考慮した圃場整備事業を考えるべきだと、地元の本事業の同意率を高め、事業をスムーズに推進するためにも地元負担5%ありきという頑なな姿勢を改め、負担率軽減に向けた誠意を示して欲しいと思います。事業申請に時間がなく、地元では大変危機感を持っております。市の対応を改めてお聞かせください。

それでこの、今日、回答書が、1枚の紙で示されたのですが、3地区、多分これは、椀川地区と黒石、戸石地区合わせての3地区という意味合いだろうとは思いますが。私たちが主張するのは、水特法の網のかかった安原上東地区、ダム直下の地区に対して圃場整備をして欲しい。それは、このダム事業に対する周辺整備事業の一環としてやってくれということで、それであればどうして中山間地域総合整備事業としてこの事業をやるのか、水特法の網のかかった所であれば、この地域を水源地域特別措置法の何らかの制度、法律によってここを圃場整備すべきだ。3地区一緒でないとこれは1地区だけ特段の配慮をするわけにはいかんという市の回答ですが、これは論点の擦り替えだと思えます。再度、回答をお願いしたいと思います。

7月12日に国への事業申請がなされると聞いております。もう時間がありません。この中山間地域総合整備事業で押し通して5%が変更にならん、もうこれで事業申請が終った、今後この料率改定はないのだということでは、地元としては非常に納得できないということがございます。再度、土地改良課の説明をいただきたいと思えます。

議長(川田会長) 他に奥の湯温泉のこと、また病院のことで再質問等がございましたら。

はい、どうぞ。

松岡委員 松岡です。奥の湯温泉についての御説明は、事前に伺ってました。それは、できたことはできたことでまあええかと。ただし、今現実に問題が起こっていると、これを解決するためにはどうしたらええかということですから、確かに当町から市の方に要望したということですので、私どもは知らないところで話しておったということで憤りはありますが、しかし、合併という大きな前提のもとで決まっていることですから、それについて今さらとやかく言っても仕方ないんでね、言いませんが、今現実に困っているんでね。これの対策をどうすればいいか。どうすれば一般的な料金に戻せるのか。そこのところをちゃんとやってもらわないと、新たな考え方をもって対処していかないかんというふうに私どもは考えています。ですから、老人保養施設というのであれば、

老人に限れとかですね、高松市民以外は受け入れるとかですね、そういったところまで話が進んでいくような気がいたします。

ですから、ごくごく当たり前のですね、料金設定をしていただくことにはですね、私どもの組合員も到底納得できることではございません。ただ、合併の1年なり記念としてですね、そういう料金にするということは、私ども組合もまあ仕方がないかということであったんですが、これ、ずっと継続するということになりますと、非常に大きな、業界にですね、影響がございますので、これは条例設定によってわざわざですね、高松市の公衆浴場に対しても了解を得てのこういう料金設定をしたということですが、ただ私どもの組合員としては、とても受け入れられるような料金の設定ではございませんので、老人福祉施設と大きく銘打つのであれば、老人福祉だけに対してですね、それであれば100円であろうがただでも別に構いません。その代わりに、市民以外は受け入れない。65歳で設定しとんか60歳で設定しとんか知りませんが、それ以下の方は受け入れない。そういった条件を付けての100円というのであれば、これはまた納得できませんが、そうじゃなくって、一般の方も、町内町外の方もそれを完全に把握できない。ある程度の年恰好の私65歳以上ですよ、100円ですよというのをやられますとですね、一般の業者にとっては、大変な脅威でございますので、そのあたりを明確にしてですね、これを是正してもらわんといかんということですので、御説明を受けた時点ではなるほどと思いましたので、それをですね、新たにごくごく普通の行基の湯の料金程度にはですね、高松の銭湯の料金程度にはですね、していただかないとですね、私どもの業界は高いとこだったら800円位、一般入浴客の料金取ってますんでね、100円いうたら8分の1ですからね。そういった料金設定がまかり通るわけがないんですよ。ですから、これはですね、もう少し考えていただいて、少々の部分は構いませんが、100円はあんまりにもですね、無茶苦茶だと思います。高松の公衆浴場組合が、ようそんなもん納得したと思いますけども、べらぼうなことですよ。だから、少なくとも同じ市内にいろんな温泉がございます。塩江温泉郷以外にもたくさんありますから、そういう所に100円という設定をするのであれば、老人以外は受け入れない。老人のための施設だから100円ですよというのだったらそら構いませんわ。その代わりに、一般客は入れない。そういうふうなんで、たてりがあるのならいいですが、従来どおりの営業をしながら、値段を100円にするやいうのはね、非常に問題があります。

ですから、今すぐには、御説明を受けました、確かに条例で作ったものをですね、高松の偉い議員さんが審議してですね、なんとか作ったものでしょうから、それを急にひっくり返せっていうのは大変なことは分かりますが、現実には組合員、塩江町は観光立町のまちですから、そのまちの温泉を売り物にしているまちでそういった料金設定がなされているということは、非常に大きな問題だと思いますので、もう一度この条例を再提案するなり、もしくは新しく提案をし直してその条例を替えてもらうなりですね、何らかの形をその方策を示していただきたい。こういうふうになれば変わりますよ。例えば議会にこういう陳情をしなさい、変わりますよ。市長に直訴しなさい、変わりますよ。



部長に直訴しなさい、変わりますよ。どれでもいいですからその変える方策は、こういう方法がありますというのを御提案いただきたい。それも早急にしていただかないとです。ね、実際高松市も困ると思いますよ。100円の設定で無茶苦茶だと思いますよ。経費なんか無茶苦茶ですよ。市民の税金を使って運営しないとできないでしょ。だから、そういった一般的な企業の営業原価、そういったものをね、根こそぎからひっくり返すようなものの考え方をしてもらおうと非常に困るので、そのところをですね、できたものは仕方ないですけども、それを一年なら一年の間さに改定できるためにはどうすればいいか、そういう方法をですね、具体的に旅館組合に提案していただいても結構ですし、この会議にちゃんとした提案、こういう方法がありますよということをお教えいただきたい。もう現実に今、価格破壊やというようなもんではありませんからね。そういったところを配慮していただきたいと思います。ですから、先日の御説明は十分納得いたしましたので、新しく、それを変えるためにはどうしたらいいかという方策をお教えいただきたい。そういうことでございます。

以上です。

議長（川田会長） はい。

他に御質問がございましたら。

はい、どうぞ。

西川長寿対策課長 西川でございます。

料金につきましては、おっしゃるとおり、60歳以上の市内高齢者は100円で運営しております。これにつきましては、先ほども言いましたように、旧塩江町との合併協議を尊重したという以上、一定期間はこの制度を継続せいかんという認識はありますが、おっしゃるとおり、当施設は老人福祉センターといえますものの、塩江地区における温泉施設としての機能も持っていますことから、その他の要素があると思います。様々な方の御意見も聴く中で、あり方については今後検討の課題だという認識は持っております。

以上でございます。

久利市民部次長地域振興課長事務取扱 地域振興課の久利でございます。

今の御指摘の、いわゆる審議会としての御意見につきましては、地域間全体の中で、これを一つの御意見として取りまとめいただくということが、一つの方策かと思っておりますので、その上で会長さん始め皆様方でそれを意見書という形で、審議会としての御意見として御提出をいただくという分については、これは審議会として発足当初御説明したように審議会としての機能、役割でもございますので、そのあたりを御審議いただければというふうに思います。

議長（川田会長） はい。

松岡委員 実はですね、香川町の75歳以上は無料と、無料の入浴券を香川町は老人の方に1年間に12枚、無料の券を配られています。それもですね、香川町は無料の券を12枚ずつお年寄りに配っているんですが、それも1枚は300円なんですね。とこ

ろがですね、奥の湯は100円なんですね。無茶苦茶でしょ。塩江町内の温泉を皆香川町のお年寄りに楽しんでいただくということで、香川町の75歳以上のお年寄りに皆さん無料の券を配っているんですね。塩江は無料の券は配ったことはないんですが、香川町で配られて、それを塩江温泉で受け入れている。私どもの組合で受け入れているんですが、300円に対してうちの組合の事業費として1割の手数料、入金、出金の手数料をいただいていますわね。100円になりますわね。どんなんですかね。これ、高松市には当然当たり前の手数料を出せと私も言いますが、仮に30円の手数料が要りますと、70円に入れるようになるんですね。無茶苦茶でしょ。あのね、300円の定価で1割や2割引くんは企業努力でなんとかかなります。7割も引くんやいうのは無茶苦茶でしょ。

こんなんをね、非常に官が民を圧迫するというのは、そういうところに問題あるんじゃないかと思しますので、無論、高松市議会にも陳情書を持って行きますし、どこに持って行ったら分からんけども、いかなんたら市役所の前にむしろ旗立てて、いがってもかまんのや。いやいや、ほんまでっせ。これ、冗談やない。だから、そういったことを、事前にできたことに文句は言わないから、私ら知らんところで決まってしまうとったん。けども、これは地域審議会というのは、合併に伴ってできてきた問題を解決するためにある会議でしょ。だから、皆さんも一生懸命に考えていただいてね、地域に即した、また、地域情勢に適した料金設定っていうものは、当然、あってしかるべきだと思いますので、格別の御配慮をしていただきたいと思っていますので、先ほど御答弁いただきましたように、それなりのやり方をやっていこうと思いますが、一つよろしく願いいたします。

議長（川田会長） この問題につきましては、今、久利次長の方からもお話がありましたように、また地域審議会としても意見をまとめて、意見具申するというような形で取り収めさせて

はい、黒川委員さん。

黒川（恵）委員 今の件について、私、補足の質問をしたんですけれども、私もこの前に官が民を圧迫するちゅうことはダメじゃないのという発言をしたわけですけれども、そのときに申しあげたのは、長寿社会対策課であつたら老人だから、そういう考えがあるんだつたら、観光課かどっかへ移して料金の設定をして欲しいということも、私、要望したんですけれども、これ切実な問題で、100円やいうのは誠に信じられんです。私らが合併の協議の中で100円ちゅうことで要望したなには全然聞いたことないんで、事実は事実でそうであつたかも分かりませんが、これは一つ考えていただかんと、松岡さんが言うように観光の町で100円、私、奥の湯温泉のすぐそばなんですけれども、高松から来た老人方が不思議がとる。100円で風呂入れて、これ市の財政がもう大変だつていうのに、こんなことどうしてするのかなつて、こういうふうに言っていますよ。

だから、私は当然老人を100円にするのは悪いとは言いませんけれども、地域の振興を考えるならば、先ほど松岡さんが言うように、時間をかけずに、一つ十分に検討し

て早い時期にこの改定は、最低行基の湯の300円やそこらまでは値上げするのが妥当でないかと思うんで、この前から、最初の1回るときからこれで3回目の松岡さんなり、私なりの質問やけども、全然前進したような感じが無いんで、合併の当時にそういう協議をしたからこういうふうになっとなつた、私は、それは納得いかんと思いますよ。それを是正し変えていくのがこの審議会のあり方でもあるし、市の考え方にしてもらわんと私は非常に不審でならないんですけれども、それはそれとして、先ほど審議会でまとめて陳情してくれということなんですけれども、なるだけ早い時期に、委員ちゅうのは陳情せんでも皆さんお分かりなんで、一つ市議会なり、また関係等で検討して早い時期に料金の設定を切にお願いをいたしたいと思います。

以上です。

議長（川田会長） はい。ありがとうございました。

他に。

はい。

植田（康）委員 植田ですが、下水道の供用開始に向けて、具体的に御説明いただきました。待望久しかったですね、下水道施設も相当できあがって、いよいよ6月20日に地元説明会、6月末から供用開始、引き込みができたところから供用開始ということは、非常に香東川水系の水質保全、また、岩崎から取っている浅野浄水場への給水の原水の水質保持からも、また、地域の水質の浄化作用にも大変喜ばしいことだと思います。

それについてですね、具体的にお尋ねしますが、1,500近い、49.9%の受益家庭がございませけれども、それぞれの個々の家庭の状況によってですね、本管へのつなぎ込み工事が、非常に複雑になる工事をやらないかんという御家庭があるわけですね。簡単に屋敷内にきとったり、合併浄化槽の分を放り込んだら終わりだという家庭もありますし、非常に相当、雨水は、トイレは、風呂は、台所は、という引き込み工事が複雑多岐にわたる、難工事が想定される家庭があります。そういったところでですね、6月末の供用開始は結構なことですけども、この引き込みの完了目標を、時点をどこら辺におくのか。それから、分担金は、今年度は賦課しないで来年度へ賦課していくんだということなんですけども、そのつなぎ込みの開始時期とですね、早いところと遅くなる家庭で相当時差がでると思うんですけども、それらの兼ね合いをどうお考えになっているかをお尋ねしたい。

議長（川田会長） お願いします。

鎌田下水道管理課長 下水道管理課の鎌田でございます。

まず、下水管への引き込みの工事ですけども、当然家々によってですね、配管のルートとか、また、深さとか一つとして同じような内容はないように思います。で、ただ、供用開始を6月末にするということを申しあげましたけれども、6月末に供用開始をしたらどうなるかということですね、下水道法で接続義務が一つは生じると、もう一つは、3年以内に汲み取り便所を水洗便所に改造しなければならないと、そういう供用開始をしたことによりまして、そういう義務が生じるわけですけども、高松市の条例施

行規則ではですね、接続につきましては3カ月以内に接続しなければならないと、下水道法では遅滞なくと、そういう文言なのですが、そこら具体的にですね、条例施行規則で謳っていると、そういうところがあります。ただ、3カ月以内に絶対せないかんのかというたらですね、いろいろ家庭によって御事情もあるだろうしですね、業者さんとの関係もありますしですね、ただ、私どもとしては、供用開始ができたらですね、できるだけ早くですね、接続していただきたいということでございます。

もう一つ、下水道に接続する場合にですね、宅内工事ということでお金が要ります。それに対しましてですね、いろいろお金がかかります。その場合に、汲み取り便所から水洗便所に改造する場合に40万円の貸付金を、これ市の方が直接ですね、無利子で貸付をいたしております。1月1万円の返済という形になっております。それから、浄化槽からですね、下水管に切り替えする場合は、20万円の、限度額が20万ということになります。その貸付をいたしております。そういうことも利用していただく中でですね、接続をお願いしたらと思います。

それから、分担金との関係でございますが、受益者分担金につきましては、先ほども御説明しましたが、今年度は、賦課は見送りましたが、来年度ですね、分担金の賦課をさせていただくということで、4月に申告書をお送りしてですね、それをチェックしていただいて、送り返していただいて、それから7月1日にですね、納付書を送らせていただくことになっております。受益者分担金につきましてはですね、一括納付と分割という方法がございまして、一括にさせていただきますと最高で8.6%という前納報奨金がございまして、できましたらですね、今の金利の安い時代でございますので、一括納付をしていただいたらと思います。それから、分割の場合は、5年で2期で10回の分割という形になっております。分担金はそういう形で来年の7月ですね、納付書を送らせていただくという内容になっております

以上でございます。

議長（川田会長） よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

植田（康）委員 植田ですが、合併前にですね、塩江町でこの下水道の事業計画をしたときに、当時の塩江町建設水道課の方で、現況のですね、それぞれの家庭のですね、水周りの関係を申告しているわけなんですね。それで、合併後ですね、下水道になったらようけ金が要るんで、納屋のトイレも除けたんだと、納屋の浴室も全部つぶったんだと、こういう変更家庭が出とるんですね、実際ね、合併後。そういうところは、現況に合わせたつなぎ込みでよろしいんでしょうか。再度お尋ねします。

鎌田下水道建設課長 内容的にですね、当初調査したというのを私ども聞いておらんのですが、要は下水道に接続するときどうすればいいかということになるかと思うんですが、公共下水で今こちらに県の流域から来とるのは汚水を流す管なんです。だから、御家庭から出る汚水分ですね、要は台所とか風呂とかトイレです。そういう汚れた水については、全部下水道につないでいただく。それから、雨水は逆に下水道につないでい

ただいたらいけないんです。雨水をつないでいただくと下水処理場がパンクしてしまいますので、それは既存の水路とか川へ流していただく。そういうことになっておりますので、家々でそういう内容ですね、切り替えをしていただくということでお願いしたいと思います。

議長（川田会長） 他にございませんか。

はい、どうぞ。

蓮井委員 蓮井と申します。塩江病院のことについてですが、これ意見具申ですかね、出しとる分の最後から何行目かな、最後から6行目ぐらいに、現在、塩江病院も過疎債の借入により新築を行っていますが、一般起債より有利な条件である過疎債の借入を行うとすれば、時限立法である過疎地域自立促進特別措置法が終了する平成21年度末となりますというふうな形で書いていますが、これを使う予定とかはないんでしょうか。だから、最後に塩江病院新築工事の早期着工を強く要望しますとなっていますが、こういう分はどういうことでしょうか。だから、21年度の時限立法の分を使う予定はないんでしょうか。

富永病院部長 病院部長の富永でございますが、先ほども申しあげましたように、現在、私どもは今後3病院のあり方自体を考えていかなければならないと考えておりまして、その中で塩江病院だけを先行するというわけにはまいらないと、このように考えております。

したがいまして、塩江町さん当時は、この過疎債を使われたのだろうかと思っておりますけれども、私どもは今後はですね、その時その時の有利な財政措置を考慮しながら考えていかなければならないと、いうふうに考えております。

議長（川田会長） はい、どうぞ。

蓮井委員 それでは、市民病院、香川病院、塩江病院ですね。この分の大体の議会とかいろいろ考えているところがあると思いますが、いつ頃、大体その方向性が出るんでしょうか。

富永病院部長 病院部長の富永でございます。実は合併前に高松市民病院のあり方というのが平成10年度から、どのような形にするかと、新築あるいは移転改築から始まりまして、廃止論まで種々検討をしておるわけでございますが、今年度末までにこれに加えまして更に香川、塩江病院を含めたあり方のどうするかという方向性を出していく考えでおります。

したがいまして、先ほど申しあげましたように、市議会の方にも特別委員会ができましたので、このあたりとも十分御相談させていただく中で、今後3病院のあり方の一定方向を出したいとこのように考えております。

議長（川田会長） よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

松岡委員 今、一体何言うたん。考えておりますばかりで、どなんなるんか全然分からんちゅうことかい。

富永病院部長 この3病院のあり方自体も含めましてですね、今後検討することになっておりますので、ただ、現在あるものを廃止するというにはならないだろうと考えております。

議長（川田会長） はい、どうぞ。

松岡委員 違うわ。私らは、高松と塩江の話をしたいん。香川病院や関係ないがな。高松と塩江とで話し合うた分についてどういうふうにするかを教えてくださいとよんでしょ。だから、3つの病院がどうのこうの言うて、考えますばかりでは、皆心配しとるんですよ、住民の方。

富永病院部長 最後に申しあげましたように、このあり方の中でですね、やはり、移転改築等というような話が出てくるんだろうと思いますよ。

川田会長 今の部長さんの答えもそういう新しく病院部というのができて、まだ間がないからそういう形になるのかとは思いますが、私個人が考えましても、この病院問題、市長の方へ意見具申というような形で出しました。いろいろな建設計画の中でも一番塩江町が、一番心配をしておる再重要課題であったということは、十分認識はしていただいとるはずだろうと思いますけれども、なお、ここに書いております先ほどの過疎債等々云々というのは、そういう他の起債を借りるのでなく、塩江町特有である過疎債の適用がある起債でありますし、そういうものを利用できるのであれば、それを十分に利用していただいて、早期にこの整備にかかっていたきたいというのが、我々のこの具申の内容であったかと思えます。そういうところを十分にお汲み取り願いまして、今後の協議に入っていたきたいと、このように考えておりますのでよろしく願いいたします。

富永病院部長 そのあたりは、十分承知はいたしております。

議長（川田会長） 他にないようございまして、続きまして、新総合計画策定スケジュール等について担当部局の方から御説明をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

加藤企画財政部次長企画課長事務取扱 企画財政部の加藤でございます。4月から企画課を担当することになりました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私の方から新総合計画の策定スケジュール等について御説明申し上げます。お手元に資料をお配りしておりますが、そのうちの、この、たかまつ・21世紀プランという、こういう冊子をごらんいただきたいと存じます。このちょっと分厚いたかまつ・21世紀プランという冊子でございます。このパンフレットじゃなくて、こちらの紙をごらんいただきたいと存じます。新しい総合計画について御説明する前に、現行の総合計画につきまして、その策定経緯や策定にあたっての視点や考え方等につきまして、簡単に御説明させていただきます。

このたかまつ・21世紀プランという資料をごらんいただきたいと存じます。この資料にしたがいまして御説明させていただきます。

まず、1ページの にございます、高松市における総合計画の策定経緯でございます

が、この現在の総合計画を策定するまでの経緯を記載いたしております。資料の記載のとおり、高松市では、最初に昭和60年を目標年次としました、高松市総合計画を初めての総合計画として策定いたしました。昭和48年の5月でございます。その後、石油ショックなどによる社会経済情勢の変化を踏まえまして、計画期間の途中でございしますが、昭和56年に今度は平成2年を目標年次とする第2次の総合計画として改定、策定をいたしました。その後、高齢化の進行でありますとか、瀬戸大橋の開通などの環境の変化を踏まえまして、今度は昭和63年の12月に目標年次を平成12年までとする第3次の総合計画として全面改訂をいたしております。しかしながらその後、その表の下の大きな にございます、総合計画策定の背景に書いてありますように、計画策定時点と本市を取り巻く環境が大きく変化をしたということで、平成11年の4月、丁度中核市に移行した年でございますが、この中核市への移行を節目として上側の表の一番下の枠の中に記載しておりますように、平成11年の12月に市議会で基本構想の議決をいただきまして、目標年次が平成23年を目標年次とする現在の総合計画、名称は新・高松市総合計画たかまつ・21世紀プランと申しますが、この現在の総合計画を策定したところでございまして、現在はこれを市政運営の基本的な指針として各種の施策、事業を推進しているところでございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと存じます。2ページから3ページにかけましては、この現在の総合計画の策定経緯を記載しております。策定にあたりましては、記載のとおり各種アンケート調査や市民懇話会、あるいは市長と市民との意見交換会、総合計画審議会等のいろんな意見聴取、審議を経た後、策定をしたものでございます。恐れ入りますが、この詳細につきましては、省略させていただきます。

続きまして、3ページの下から5行目にございます、ローマ数字の という番号をふっておりますが、新・高松市総合計画策定にあたっての主要な傾向をごらんいただきたいと存じます。現在の総合計画を策定したときの主な傾向でございますが、その傾向といたしましては、計画策定時における将来的なまちづくりの課題、あるいは課題とすべき傾向を時代の潮流と本市を取り巻く環境の変化、この2つに分けて整理をいたしております。

まず1の時代の潮流といたしまして、まちづくりに係る社会的現象等を次の4ページから6ページまでに記載をいたしております。4ページの一番上にございます(1)が地球環境問題、中段から下にございます(2)が少子・高齢化、5ページにまいりまして(3)価値観の多様化、下の方の(4)男女共同参画社会への移行、6ページにまいりまして(5)の情報化(6)の国際化の大きく6つに整理をしたものでございます。

続きまして7ページの上段、7行目でございます。主要な傾向の2番目の項目、本市を取り巻く環境の変化といたしましては(1)の高速交通網の整備から次の8ページの(2)交流・連携の広がり、(3)地方分権推進の流れ、下の方の(4)行政改革と地方主権へのうねり、9ページにまいりまして(5)経済・財政環境の大きく5つに整理をしたものでございます。このような傾向、課題について検討したうえで、対応する施

策なり事業を総合計画に反映しているところでございます。

続きまして9ページをごらんいただきたいと存じます。9ページの中段から下にございます、ローマ数字の という番号をふっておりますが、総合計画策定の考え方でございますが、まず1の都市づくりを進めるための基本的考え方にございますように、まず市政への市民参画の拡大、これを市政推進に当たっての特に重要な基本的な考え方として位置づけ、そのうえで四つの視点に配慮することといたしております。

まず一つ目といたしまして、自助・共助・公助の視点でございます。続きまして10ページにまいりまして(2)といたしまして情報公開と情報提供、(3)共生の視点、(4)市民感覚に根ざしたまちづくり、以上4点を配慮することといたしております。

ただいま御説明いたしました、市政への市民参画の拡大の視点や、先ほど御説明いたしました時代の潮流や本市を取巻く環境の変化などを念頭に置きながら、現行の総合計画は策定されたものでございます。

続きまして、10ページの中段から少し下にございます、ローマ数字の という番号をふっておりますが、現行総合計画の構成と期間でございますが、平成12年度から23年度までの12年間を基本構想の期間といたしております。そして、この基本構想の実現に向けた6年間の基本計画、11ページになりますが、基本計画の実現に向けて実施する2年間の主要事業計画で構成されておるものでございます。

次にローマ数字 という番号をふっておりますが、新・高松市総合計画の目指すべき都市像とそれを実現するための施策分野でございますが、まず1の目指すべき都市像でございますが、そこに少し大きな文字で書いておりますように、笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松を目指すべき都市像として設定したものでございます。その考え方につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に2番目の総合計画における施策分野でございますが、ただいま申しあげました、笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松を目指す都市づくりの目標として6つの施策の大綱を定めております。

まず(1)といたしまして、環境共生型まちづくりへの転換でございます。続きまして、次の12ページにございます、中ほどでございますが(2)といたしまして少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくりでございます。3点目が13ページになりますが、13ページの上段にございます(3)心豊かな生活のための場と人づくりでございます。4点目といたしまして、13ページの下の方にございます(4)豊かで活力あふれる産業の振興でございます。次に14ページをごらんいただきたいと存じます。(5)広域・交流拠点性の強化でございます。続きまして15ページになりますが、上段にございます(6)地域みずからのまちづくりでございます。以上が6つの施策の大綱でございます。

続きまして15ページの下の方にございます、 番の重点プロジェクトでございますが、ただいま御説明をいたしました施策大綱における各種の施策を横断的、有機的に連携させながら、先導的、重点的に実施すべき施策を重点プロジェクトにまとめたもの



でございます。1の資源循環型社会づくりプロジェクトから17ページになりますが、17ページの中段でございます。10番目の市民参画のまちづくりプロジェクトまで10の重点プロジェクトとして整理したものでございます。

以上が現在の総合計画の概要でございますが、本日お手元にこれを分かりやすくお示したリーフレット、ちょっと黄色い色のリーフレットがございます。これは、総合計画の概要を分かりやすく説明したものでございます。後ほどごらんいただければと存じます。裏に地図なども入っております。それは、概要版でございます。

ただいま御説明申しあげましたのは、現在の総合計画でございます。

それでは続きまして、新しい総合計画の策定スケジュール等について御説明をいたします。

本日お配りをしております資料で、2枚物の資料で高松市総合計画策定の考え方という資料がございます。こちらをごらんいただきたいと存じます。資料で高松市総合計画策定の考え方という資料でございます。

まず1番目の総合計画策定の趣旨でございますが、先ほど御説明いたしましたようにこれまで本市では、昭和48年に高松市総合計画を策定して以来、3次にわたる改定を経まして、現在は平成12年度をスタート年度とし、23年度を目標年次とする新高松市総合計画に基づきまして各種施策・事業を推進しておるところでございます。

このような中で、17年9月26日に塩江町とそして、本年1月10日には、牟礼町など5町と合併いたしました。市の行政区域や人口、行政制度など現在の総合計画の策定の前提となった条件が大きく変化をいたしました。また、一方で三位一体の改革などを通じた地方分権の進展によりまして、地方自治あり方そのものも大きく変わりつつあります。また、少子・高齢化の到来など時代の潮流や市民ニーズの多様化、あるいは益々厳しさを増す財政状況など、本市を取巻く社会・経済環境も引き続き変化をしております。

このような中で、時代の潮流やいろんな地域課題に対応し、合併により新しく誕生した本市の持続的な発展と豊かな市民生活の創造を図るためには、現在の総合計画や合併地区の建設計画との整合を図りながら、新しい目標と発展の方向性を定め、中・長期的な視野にたったまちづくりを計画的に推進する必要がございますことから、このたび新しいまちづくり、および市政運営の基本指針として新しい総合計画を策定しようとするものでございます。

次に2の総合計画の性格と位置づけでございますが、まず(1)の総合計画の性格といたしまして、総合計画は地方自治法の規定によりまして策定するもので、高松市の将来の振興・発展を展望した総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画でございます。

次に(2)の総合計画の位置づけでございますが、4点でございます。

まずアにございますように、この総合計画は、本市のまちづくりの最上位に位置づけられる計画でございます。まちづくりの目標と、その実現方法を示し、市民と行政が、将来のまちのイメージを共有できる計画とするものでございます。

次にイといたしまして、総合計画は、中・長期的展望に立った総合的かつ計画的な行政を運営するための基本指針となる計画でございます。

次にウといたしまして、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、総合計画は、行政運営のみならず、市民や民間の諸活動の指針として、まちづくりの参画方法や活動方向を明らかにするとともに、活動の誘導、支援の方法等を示す計画とするものでございます。

最後にエといたしまして、総合計画は、本市の主体的なまちづくりの意思を対外的に表明するものでございまして、地方自治、地方分権の精神に基づき、国・県などの関係機関や広域連携等におきまして、総合計画の策定や事業の実施を行う際に、尊重される地域の指針となる計画とするものでございます。

次に3の総合計画の区域でございますが、計画の対象区域は、原則として現市域としますが、広域的配慮を必要としますものについては、必要に応じて関係の地域を関連計画区域として含めるものとするものでございます。

次に4の総合計画の範囲等でございますが、直接本市が事業主体となる施策、事業を基本といたしますが、本市の将来都市像の実現に寄与すると思われるものにつきましては、民間等が主体となる事業も積極的に取り入れるほか、必要に応じて国、県が主体となる事業もこの計画の範囲に含めるものといたします。

なお、国および県の計画など関連計画との整合性を当然のことながら考慮するものとしたします。

続きまして5の総合計画策定の基本的考え方でございますが、策定にあたりましては様々な角度から、まちづくりを検証する中で、総合計画が、時代の要請に応えられるものとしていくために、特に以下のような点を重視して策定に取り組むものとしたします。

まず(1)の計画づくりの考え方でございますが、といたしましては、個性ある都市づくりの強調でございます。本市の自然・歴史などの特性や地域資源を生かすとともに、新たな個性を加えながら内外に発信するアイデンティティを確立していくことが、様々な可能性を生み、都市発展の原動力になることから、アピールできる都市イメージの構築や高松らしさの発揮など、個性と独自性のある都市づくりを強調する計画とするものでございます。

次に といたしまして、戦略性の高い計画づくりでございます。都市間競争に対応し、将来にわたって発展する都市づくりを進めるため、優先度の高い施策の集中・重点化の指針となる戦略的な計画とするものでございます。

次に といたしまして、分権時代を担う自立した計画づくりでございます。

次に といたしまして、時代の流れに敏感でスピードを重視した計画づくりでございます。

次に といたしまして、地域の個性尊重と新しい市の一体化と融合を優先する計画づくりでございます。

合併後の新しい市におきましては、旧の市域や合併地区のそれぞれのまちづくりの歩

みを尊重する中で、地域特性を生かしながら、総合的、一体的なまちづくりを進め、もてる力を最大限に発揮することが必要でございます。このため、地域の個性尊重と新しい市の一体化と融合を優先する計画とするものでございます。

以上の5点が計画づくりの考え方でございます。

続きまして(2)のまちづくりの基調でございますが、これは5点に整理をいたしております。

がソフトの重視でございます。

続きまして ①といたしまして、拡大基調からの転換でございます。

続きまして ②といたしまして、州都機能の確保と交流人口の拡大でございます。

次に ③といたしまして、地域コミュニティを軸としたまちづくりでございます。

次に ④といたしまして、地域の未来と活力を支える人づくりでございます。

以上の5点がまちづくりの基調でございます。

続きまして、3ページの(3)にございます計画のベースとなる視点でございますが、これは3点に整理をいたしております。

まず1点目が、協働の視点と官民の役割分担の明確化でございます。

2点目といたしまして、都市経営の理念でございます。

そして、3点目として成果の重視でございます。

以上3点を計画のベースとなる視点として整理をいたしております。

続きまして(4)の計画づくりの工夫でございますが、これは3点に整理をいたしております。

まず、1点目が目標の明確化でございます。

そして、2点目といたしましてはインパクトのある計画でございます。

3点目といたしまして分かりやすい計画でございます。

このようなことで計画づくりを工夫してまいりたいと思っております。

続きまして、6の施策分野でございますが、施策分野の整理・体系化につきましては、行政の縦割りを排除した、分野横断的な視点から取りまとめすることといたしております。

次に7の地域別まちづくりの考え方でございますが、本市を構成する各地域におきまして、市民と協働して個性と特色あるまちづくりを進めるために、各地域のまちづくりの状況や社会経済的な諸条件を把握し、その特性や地域資源を生かした地域別まちづくりのあり方を検討することといたしております。

次に8の行政評価システムの構築でございますが、一体的な行政評価システムについて、計画の策定にあわせて構築しようとするものでございます。

次に9番目の数値目標、成果指標の設定でございますが、各種の施策等におきまして、代表的な項目についてその達成度を反映し、計測可能な数値目標、成果指標を設定することといたしております。

続きまして10番目の市民参画の手法でございますが、まず(1)といたしまして、

高松まちづくり100人委員会による市民参画，市民協働でございます。計画の策定段階から，市民の参画，市民との協働を進めるために，公募の市民やNPO，各種団体，地域代表などで構成する100人委員会を設置し，研究，協議した結果を総合計画に反映することといたしております。

2点目は，市民意識調査結果の反映でございます。市民意識調査など各種の意向調査を計画に反映しようとするものでございます。なお，合併町につきましては，平成18年度，本年度に意識調査を実施する予定でございます。

次に3点目の意見・提案の反映といたしまして，資料に記載しておりますとおり，旧高松市地域における地区懇談会，合併地区における地域審議会，その他市民提言募集，市長と市民との意見交換会，パブリック・コメントなどによりまして，市民の意見や提案を反映させてまいりたいと考えております。

以上が現時点での総合計画策定の考え方でございます。

続きまして，4ページをごらんいただきたいと存じます。

最後に計画の策定スケジュールでございますが，ただいま御説明いたしましたような事項などを内容といたします，この総合計画の策定要綱というものを今後，市議会の御意見もお聞きする中で早急に要綱を定めまして，具体的な策定作業に入ってまいりたいと，そのように考えております。

18年度のスケジュールでございますが，18年度におきましては，まちづくり100人委員会での研究・協議，地域別まちづくり基礎調査，合併地区市民意識調査，市民提言の募集，市職員による職員提案の募集を行い，計画の骨子を作成したい。そのように考えております。

そして，19年度におきましては，計画の素案を作成した後に，資料に記載のような手順を踏みまして，最終的には12月の市議会で基本構想について議決をいただきたいと，そのように考えております。

地域審議会の委員の皆様には，本年度ある程度考えがまとまった段階で，地域審議会として御意見をお聞きしたい。そのように考えております。また，意識調査の結果などにつきましては，適宜，適切に御報告してまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（川田会長） ただいま説明がありました新総合計画策定スケジュール等につきまして，御質問なり御意見等がございましたら，どうぞ御発言をいただきます。

何かございませんか。

私の方から1点構いませんか。

この，新・高松21世紀プランの今の総合計画というのは，21世紀プランの23年版の中へ押し込んでいくということなんですか。それとも，これから新しく年度を決めて，新しい市域になったところから始めるわけですか。

はい，どうぞ。お願いします。

加藤企画財政部次長企画課長事務取扱 説明の中でも申しあげましたように、現在の総合計画というのは、策定したときと条件が変わってきております。特に合併という大きなあれがありましたので、改めて合併を踏まえた新しい地域全体の計画を作り直すということでございます。18、19年度で策定作業を進めまして、20年度からスタートさせるということで考えております。全面改訂という位置づけになるかと思えます。議長（川田会長） はい、ありがとうございました。

何か、この新総合計画についての御質問はございませんか。

特にないようでございますので、新総合計画策定スケジュールについては、これで終わります。

報告等事項は、以上でございます。

次に会議次第の3（2）の審議に移ります。

本日の審議事項は、平成19年度の建設計画実施計画に関する事業化等の要望取りまとめについてでございます。これにつきまして、担当部局の方から御説明をお願いしたいと思います。

加藤企画財政部次長企画課長事務取扱 それでは、御説明いたします。

今回、19年度の建設計画の実施計画に関しまして、事業化の要望につきまして、先に高松市長から地域審議会の川田課長宛に文書をもって依頼をしたところでございます。

今回依頼の趣旨でございますが、地域審議会から平成19年度の建設計画の実施計画に関しまして要望等をお聞きし、合併町地域の意見を可能な限り施策に反映させてまいりますため、お願いをするものでございます。

平成18年度、19年度の建設計画実施計画につきましては、合併後の初年度ということもございまして、その予算化、事業化につきまして、各部局において検討中、あるいは未調整のものがあるという前提で策定をしたものでございます。

そのようなことから、本市といたしましては、18年度は建設計画実施計画の検討期間という位置づけをいたしておりまして、19年度の予算化、事業化につきましては、各合併町の地域の要望等を可能な限り反映させるようにしたいということで地域審議会に対しまして、地域審議会としての要望等のとりまとめをお願いするというものでございます。

したがって、委員皆様の要望を地域審議会としての要望ということで取りまとめ、意見集約したものを提出していただくということになりますので、よろしく願いをいたします。

前置きが長くなりましたが、それでは、お配りしております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

お配りしております資料で、A4の横長でございますが、19年度の建設計画実施計画要望調査参考資料という表紙がついたものと、1枚物で調査票というのがございます。この二つがあると思えますが、まず1枚物の調査票でございますが、これが地域審議会

としての19年度実施計画に関する要望等を取りまとめて提出をしていただく帳票でございます。もう一つ、参考資料という表紙がついたものがございまして、これにつきましては、取りまとめていただく際の参考ということで、本日用意いたしましたものでございます。

それでは、参考資料に基づきまして御説明をいたします。

まず、表紙をめくっていただきますと、先ほどの調査票の記載例がございまして、調査票（記載例）と書いておりますが、このような形でとりまとめ、記載をしていただきたいということで記載例をつけております。

次をめくっていただきますと、欄外の上側に1連帯のまちづくりというような標記がございまして、ここから後が参考資料ということでございまして、この参考資料は、建設計画と実施計画の進行管理を分かり易くするために、建設計画の第3章にございまして、五つのまちづくりの区分ごとに、施策の項目あるいは重点取組み事項などを整理したものでございます。文字が小さくて恐縮でございまして、この表の左端の施策項目という欄がございまして、そして、左から三つ目の重点取組み事項という欄がございまして、これが、まちづくりの区分ごとの、建設計画の中では、重点取組み事項の表に準拠するものでございます。

建設計画の重点取組み項目との違いは、左の端の施策項目と重点取組み事項の間に施策項目を細分化して、個別事業項目という区分を設けておりまして、よりわかり易くするためということでございまして、これを進行管理項目として置いているところでございます。ここが、建設計画と若干違うところでございます。

次に右半分といいますか、真ん中少し右の欄でございまして、平成18年度、19年度に実施（計画）する事業という表題がついておりますが、この欄につきましては、すでに、18年度、19年度の建設計画の実施計画に掲載されている事業を施策の項目、個別事業項目ごとに該当する箇所に記載をしたものでございます。

なお、個別事業項目の標記に完全に一致しないものもございまして、それらにつきましては、対象事業という括りで当てはまるところに記入をいたしましたものでございます。

それから、枠でいいますと右から三つ目の全体等という非常に狭い枠がございまして、狭い欄がございまして、白抜きの星印のマークが入っているところでございまして、星印がある実施事業につきましては、市全体等ということで実施あるいは計画をされている事業でございまして、

このような記載要領で、このページの1の連帯のまちづくりから、一番後の5の参加のまちづくりまで建設計画を整理したものでございます。

以上が参考資料でございまして、この参考資料によりまして、調書の作成について若干説明をさせていただきたいと存じます。表紙の裏の記載例というのをごらんいただきたいと存じます。

調査票でございまして、一番左側の枠でございまして、これは、要望等をされるまちづくりの区分を記入する欄でございまして、記載例では連帯のまちづくりと記入をいたし

ております。次の施策項目の欄には、先ほどの参考資料の施策項目の欄から該当するものを記入していただくこととなります。次の個別事業項目の欄ですが、これも先ほどの参考資料の同一項目の欄から、該当する項目を記入していただきます。次の重点取組み事項の欄でございますが、要望する事業が建設計画のまちづくり区分の重点取組み事項の表の中の重点取組み事項に該当するものである場合には、その取組み項目を記入していただくこととなります。次の平成19年度に実施、計画、変更、要望する事業、この欄が要望等を御記入いただく欄でございます。現在、実施計画に掲載されておらず、19年度に事業化を要望する事業、あるいは計画に登載をされているが、その拡充なり事業内容の変更等を要望する事業につきまして、記載例はこういう形で書いておりますが、要望する事業についての事業名、事業内容、要望の趣旨等を記入していただくこととなります。この欄を御記入いただくこととなります。

それから、先ほど申しあげましたが、その事業が市全体事業として実施されるもの、あるいはして欲しいものにつきましては、先ほど御説明いたしました、狭い欄、全体等という欄がございますが、そこに今度は、黒い星印で記入をしていただくものでございます。

なお、要望といたしましては、地域審議会として取りまとめていただくこととなりますが、19年度の新規事業といたしまして、複数の事業を要望される場合には、特に欄は設けておりませんが、優先順位を番号で記載をしていただきたいと思います。と存じます。

このようなことで、19年度に向けましての地域審議会としての要望の取りまとめをいただきたいと存じておりますので、よろしく願いをいたします。なお、取りまとめの期限につきましては、今後、地域審議会で協議を重ねていただきまして、事務的な日程の都合で誠に申し訳ございませんが、8月18日の金曜日までに取りまとめ、提出していただきますよう、よろしく願いをいたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（川田会長） ありがとうございます。ただいま御説明いただきました、平成19年度の建設計画実施計画に関する事業化等要望の取りまとめについてにつきましては、5月10日付けの公文書により増田市長から地域審議会議長宛に要望の取りまとめについて、依頼がきております。今申されましたように、8月18日までに塩江地区地域審議会として要望を取りまとめる必要がございます。なお、塩江病院の整備事業への早期取組みについては、意見具申はすでに提出しておりますので、それ以外の件につきまして、地域審議会として意思の集約を図ることといたします。今後、勉強会を開催し、地域審議会として意見集約を図り、要望等のとりまとめを行いたいと思っております。

それでは、委員の皆様からこの件に関しまして御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

特にないようございましたら、本日予定してございました審議事項につきましては以上で終わります。

本日予定してございました議事は終了いたしますが、次にその他であります、事務局

の方で何かございましたらお伺いします。

#### 会議次第 4 その他

事務局（中繁） はい。先ほど会長から御説明がありましたけれども、要望等のとりまとめを行うための勉強会の開催予定でございますが、本日の議事録作成、また、担当部局からの回答等の関係で、7月初旬頃に開催をさせていただければと考えております。具体の日程につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。

以上でございます。

議長（川田会長） はい。ありがとうございました。

以上、その他ということでございますが、事務局から説明がありましたが、折角の機会でございますので、何かございましたら御発言をお願いいたします。

それでは、和泉委員さんからどうぞ。

和泉委員 ダムに関連しては、1項目要望したんですが、もう1項目、質問というか意見を述べさせていただきたいと思います。

その一つは地域包括支援センターの設置についてでございます。この秋設置される地域包括支援センターの役割について、担当部局から回答というか、お言葉をいただきたいと思うのですが、塩江地区は高齢者比率が40%に迫る県内最高の高齢者地域であります。1人暮らしの世帯が200世帯、老夫婦だけの世帯が200世帯とどの数値をとりましても悲観的な材料ばかりでございます。また、要介護認定者は高齢者人口の25%を占める、実に343人、4人に1人がその対象となっております。加えて、4月から65歳以上の今後3年間の介護保険料が、全国平均で24%増の月額4,090円にも大幅アップされることになっております。ちなみに高松市でも月額3,950円、旧塩江町の3,358円から比べると、お年寄りには大きな負担増が強いられることとなります。今後も高齢化の進展による介護サービス事業の増加で、保険料の上昇は避けられないものと思われま

す。高松市では、市内8カ所に地域包括支援センターを設置して、10月から運営を開始するとお聞きしております。新たに塩江・香南・香川の3地区を統括する香川地域包括支援センターも香川保健センター内に設置され、活動を開始するようでございます。要支援・要介護状態の悪化を予防する事業の活動拠点とするということであり、介護保険料の上昇と要介護者の増加を抑制する意味合いからもその役割に大いに期待するところでございます。特に要支援・要介護になる恐れのある高齢者や軽度の要介護者への介護予防マネジメントに力点を置いて欲しいと思います。現在も塩江保健センターでは、塩江地区保健委員会との共催で講師に保健師や健康運動指導者を招いて転倒予防や介護予防のための筋力アップ教室など、積極的に開催しております。これらは、行政指導、事業と思われま

すが、各地域や各自治会単位でも集会所等を拠点に、お年寄りたちが、自主的に健康増進と親睦を深めるふれあい活動を実施しております。平成14年の西山いきいきクラブをかわきりに、今年になって椋川ふれあいサロンがスタートしております。合わせて11のふれあいサロンが活動を始めたこととなります。ごく小さな活動で



ありますが、介護予防の自主的な芽生えとして捉えたいと思います。

包括支援センターとしても、このような地域の取組みに対し、介護予防のトレーニング器具の整備などに加え、マンパワーの派遣等、適切な指導を是非お願いしたいと思います。この小さな地域活動を育てることこそが、要介護者の抑制と介護保険料の上昇に歯止めをかける一助になると思われませんがいかがでしょうか。これ多分、介護保険担当の方来られてないと思うので、後日文書で、包括支援センターの今後の役割と事業計画等について回答をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（川田会長） はい、ありがとうございます。この件に関しましては、後日担当の方から御回答をお願いいたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の御質問をお願いします。

植田（康）委員 はい、植田ですが、折角の機会ですので、お尋ねをしておきたいと思います。

合併をしてですね、いろいろ住民の皆さんから声をいただきます。住民、市民がいて支所があって本庁があると。住民サイドからいろいろ申請あるいは届出という事務手続きをせないかんとときに、処理しなきゃいかんそのときに、本庁まで何回も行かないかんとということで、本庁まで行ったら半日もかかるんだと。せっかく支所で、直接職員がわからなくても、本庁の担当に聞いていただいてですね、メール便が毎日行き来しているんですから、メール便で決裁を仰げるという方向に取組めば、住民は支所に来たら全部支所です。合併によってですね、住民の福祉、便利さは低下させないという基本的な認識があるわけですから、是非ともですね、申請あるいは届出制度、市民、住民サイドから、支所へ来たら大半の事務処理はできるように、メール便で事務処理のサービスが向上するように処置をしていただきたいと思いますが、これは全ての課に影響する問題で、どうしても本人が本庁へ行かなければならない問題は別ですよ。そういうところを1点、是非ともですね、事務処理の効率化と、あるいはまた職員の指導という角度からお願いしておきたいと思います。

それから、地域審議会のこの内容は重要なことが論議、協議されております。情報公開ということが盛んにいわれておりますけれどもですね、この主な、協議して方向が出た内容についてはですね、インターネットからでもですね、情報が市民にわかるようなシステムに、時代の流れとして取組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上です。2点です。

会長（川田会長） それでは、回答の方よろしくお願いします。

久利市民部次長地域振興課長事務取扱 まず1点目の窓口サービス、事務の処理ということで御意見を頂戴いたしました。具体的にお聞きしておりますと、農地転用申請等の事務、申請の取次ぎの関係でですね、御指摘のような案件が出たのではないかというふうに思っておりますが、これは基本的に、申請にお越しになったときに担当職員の方が不在で、たまたまそのそばにいた職員の方がどのような対応をしたかによって、非常

に大きな問題がおきたと。これは、ずっと確認をしていきますと、支所の事務処理マニュアルというのがございまして、御指摘の案件については支所ですね、取次ぎをいたしまして、本課の方へ送達すると。こういう過程をとってもですね、あるいは直接行かれてもですね、最終的に処理する期間、これは大きく違いはございません。それで、今後こういうふうな申請処理の取扱いについては、私ども地域振興の方の立場として各支所にですね、これは共通の問題ですので、十分そのあたりの対応についてはですね、御指摘の点も踏まえて、適切に取次ぎ事務が行えるようにいたしたいと思っております。

2点目の情報公開の関係でございますが、委員御指摘のように、インターネットで検索というのは、非常に今の時代に必要な対応でございますので、これについては、私どもの方でどのようなことができるのか研究はさせていただきたいと、できるものであれば、行ってきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

会長（川田会長） 他に質問ございませんか。

松岡委員 構んですか。

会長（川田会長） はい、どうぞ。

松岡委員 松岡と申します。あのですね、今5月の末ですが、7月、8月、9月ぐらいにですね、コトデンの寺井にですね、コトデンの新規の駅ができると。で、実はですね、町内の上西地区のですね、高校生とかそういうなんですとね、非常に通学が大変なところがありまして、できましたら現在のがんばりバスをですね、塩江中学校まででなくてですね、もう少し時間を早めてもらって、コトデンの寺井までつないでいただくとですね、一直線でバスが電車につながると。市内の高校なり一宮それから大野あたり的高校にも十分子どもたちが対応できるんじゃないかということなんで、まだできておりませんのに、こういうなんを言うのもなんですけれども、できましたらですね、町内のコミュニティバスを、特に上西地区からバスがありませんので、高松市内の、旧市内の高校に通うのにですね、一本道でこの193を下がりますので、かなり時間も短縮できると思いますし、寺井駅を使つての通勤通学ということも十分考えられるんじゃないかなと思っておりますので、そのへんの御配慮をですね、まだできておらんに言うのもなんですけど、要望といいますか、御配慮していただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

議長（川田会長） はい、ありがとうございました。

他に御意見ございませんか。

末佐委員 すいません。

議長（川田会長） はい、どうぞ。

末佐委員 さっきのふれあい活動とかね、そういう分に加えて、できたらループしおのえができてまして、ここの辺3町ですかね、3町の各支所へバスが巡回してあるんで、塩江もここの支所前までは来ているらしいんですが、塩江の道の駅まで延ばして欲しい。ここは、ループしおのえと一番近いじゃないですか。で、中心の道の駅まで、あそこまでせめて延ばして欲しいという要望をたくさん聞いたんですが、それはできませんでし

ようか。

川田会長 今、末佐委員の方から、ループしおのえの送迎バスの、しおのえ道の駅までの拡充と申しますか、運行等についての御質問があったんですが、担当の方は来られてないようですので、次の機会にそういう点も含めて御回答ができるような形でお願いいたしたいと思います。

できるならば、そういうふうな形が非常にベターでないだろうか、私もそういうことを聞いたこともありますし、ここでバスに乗っている人を見たことはないんで、もう少し活用が上手く広がればいいんじゃないだろうかとも考えております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

植田(満)委員 すいません。

議長(川田会長) はい、どうぞ。

植田満委員 ちょっと、独り言を言いたいんですが、さっきの窓口の件なんですけれども、法人の印鑑証明を今までは仏生山で取れておったんですが、合併してから高松まで行かないかんですけれど、あれはずっとそのままですか。老人に優しいまちづくりと申しますけれども、ちょっと不便で。

久利市民部次長地域振興課長事務取扱 行政機関の連絡機会もございますので、審議会の中でこういう御意見をいただいたということはお伝えしようと思います。ただ、所管が国ですので、十分なお答えをいただけるかはわかりませんが、趣旨は良くわかりました。

植田(満)委員 それと、一宮に消防署ができますね。それで、今救急車を呼んだら、塩江に救急車がありますのに本部が出るんです。それで、こっちは塩江がでていって、場所をここ、ここ言うても通じないんで、すごく時間がかかったんです。南にできたらそれはどうなるんですか。

富永病院部長 情報っていうのは、全部高松の消防局で一元管理しているんですよ。従来でございますと塩江町は、讃岐地区の三木町で集約しとったんです。だから、時間がかかるといっているのはないんで、来るまでに時間がかかることをおっしゃっているのかもわかりませんが、大体の場所をおっしゃっていただきますと、車はすぐ出るんです。

植田(満)委員 すぐ手配はしてくれているらしいのですが、塩江にありますもんで、場所を言ったら塩江ですぐ通じるのかと思って言ったら、なかなか通じなくて。

富永病院部長 それはね、具体的に申しあげますと、連絡された所に一番近い車が出動するようになるわけです。だから、塩江の車が近ければ塩江のを出しますし、塩江がふさがっていれば、香川分署の車を出すか、あるいは綾川東部分署の車を出すか、場所さえ具体的に言っていれば、車はすぐ出動しよりますから、車はもう動いているんですよ。

植田(満)委員 わかっているんですが、とっさの時にやっぱり慌てまして、本部がでていっているということが頭に入らなくて、塩江がでていっているという錯覚をおこすんです。それで、この前もそういうことがありまして、救急車まだですかいうて2へん、要請した

ことがあるんです。

富永病院部長 大体の場所をおっしゃっていただいたら、車は先に出しますからね。それから具体的におっしゃっていただいたら、その走っている車に対して指令は出しますからね。これ、直近方式いいましてね、これ最先端ですから、塩江の出張所に連絡が入るといことはございません。これ全部本部で一元管理しておりますからね。だから、慌てずにゆっくりと場所をおっしゃっていただいたらいいんです。

植田(満)委員 命に係りますんで、慌てて。

富永病院部長 具体的に言い難かったら、近くのね、コンビニとかうどん屋とかいう名前をおっしゃっていただいたらよろしいんですわ。

植田(満)委員 そういう大きなところは言ったんですが、塩江とこっちは錯覚をおこしておりますんで、なかなか通じなくて、あらっというようなことがあって、それで、まだ出てないんですかということ言って、その時ちょっと亡くなったんですけど、そういうようなことがあって、一宮にできたらやっぱりそれも本部の方へ。

富永病院部長 それは変わりません。

植田(満)委員 はい、わかりました。

議長(川田会長) 他にございませんか。

はい、岡田さん。どうぞ。

岡田委員 岡田ですけど、実は水路の件ですけど、土地改良になるのかなこれ。普通のいわゆる赤線水路、90センの赤線水路がございますが、それに併用して、赤線道が併用して、その次に段階的に90センの水路があって、90センの赤線道があって、その下にまた、いわゆる支線いうんですか、60センの水路があります。これを、管理しとるんはどこの管轄になるんですかな。市が管理しとるんかいの。水路そのものが崩れとんで。

議長(川田会長) これ、私が答えるのも変なんですけどね、水路っていうのは、用水係、水路の係の人が、国有財産ですからね。赤線水路というのは、地元の人が管理するっていうのが原則になっておると思います。昔の町でも市でも県でもない。

岡田委員 それを改良するいうんだったら。

議長(川田会長) 地元で。

岡田委員 全部地元が負担せないかんの。

議長(川田会長) 負担っていうのは、そういう補助事業にのせて改良するとか。

岡田委員 それはどこが。

議長(川田会長) 今は、土地改良課の方で。申請を上げて採択になればしてもらえると。

岡田委員 これ、うちの隣の方ですけど、国道の拡幅に宅地がかかって、それが移転するのについてね、いわゆる移転先がなくて困っておったんですけど、ある一部の所で手に入った。手に入ったのは良いけど、その周辺の水路面が非常に傷んで、去年ですか台風のときに上の水路があばかんようになって、下の水路が水浸しになって困ったとい

う実例があるので、これ改修せななんたら移転するというてもいかんがと思うてね。

議長（川田会長） また、1回土地改良課の方で。

岡田委員 土地改良がもうできとんですか。どなんなっとんですか。もうできとんかいの。

議長（川田会長） 改良区はまだなんですが、また土地改良課の課長さんにもお会いしますので、私の方からも1回聞いときます。

他にございませんか。


ないようでございましたら、以上で本日の会議はすべて終了させていただきます。皆様方におかれましては、長時間御協力いただき、誠にありがとうございます。

これをもちまして、平成18年度第1回塩江地区地域審議会を閉会させていただきます。本日は、ありがとうございました。

午後3時47分 閉会

---

会議録署名委員

委員 鹿 形 洋 一 

委員 黒 川 恵 